

報告第4号

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二様

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共交通事業者支援事業	40,500	40,500		30,000				10,500
		地域公共交通利用促進事業	13,000	13,000		12,000				1,000
		氏名の振り仮名の職権記載等システム改修事業	2,178	2,178		2,178				
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム標準化事業	3,168	3,168					3,168	
		旧氏及び旧氏振り仮名記載戸籍附票システム改修事業	1,848	1,848		1,848				
3 民生費	1 社会福祉費	食料品等物価高騰支援臨時給付金給付事業	83,068	82,900		60,000				22,900
		障害者福祉事業所等支援事業	15,846	15,846		7,000				8,846
		介護サービス事業所等支援事業	81,056	81,056		51,000				30,056
	2 児童福祉費	私立保育施設等物価高騰対策支援事業	17,097	17,097		14,000				3,097
		物価高対応子育て応援手当支給事業	1,020	1,020		1,020				
4 衛生費	3 清掃費	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等策定事業	11,924	11,924						11,924
		尾道市クリーンセンター等改修事業	35,530	35,530				4,300		31,230
6 農林水産業費	1 農林業費	農業経営支援事業	80,000	80,000		25,000				55,000
		小規模農業基盤整備事業	25,000	25,000			11,250	13,700		50
		農業農村整備事業県工事負担金	5,150	5,150						5,150
	2 水産業費	かき養殖再生産緊急支援事業	1,500	1,500		300	1,000			200
		漁業用燃油価格高騰対策事業	3,000	3,000		2,000				1,000

令和7年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
6 農林水産業費	2 水産業費	種苗放流・調査事業	5,000	5,000		3,000				2,000
		尾道季節の地魚の店認定事業	5,000	5,000		3,500				1,500
		水産物供給基盤整備事業県工事負担金	10,600	10,600				10,100		500
		串浜漁港海岸保全施設整備事業	32,602	32,602		15,350		13,800		3,452
7 商工費	1 商工費	中小企業等臨時特別支援事業	318,595	318,595		100,000				218,595
		まちなかにぎわい創出支援事業	20,000	20,000		12,000				8,000
8 土木費	1 土木管理費	住宅取得支援事業	27,000	27,000		19,000				8,000
	2 道路橋りょう費	道路改良事業県工事負担金	22,656	15,503						15,503
		市中央線道路改良事業	10,000	10,000				10,000		
		神貝ヶ原線道路改良事業	24,400	24,400		12,113		12,200		87
	3 港湾費	港湾整備事業県工事負担金	64,900	49,169				28,100		21,069
	4 都市計画費	歴史的風致維持向上事業	16,208	7,967		6,160				1,807
		久保長江線(促進1工区)整備事業	93,430	93,430		79,536				13,894
		都市公園改修事業	7,800	7,800						7,800
	6 排水路費	排水路改良事業	28,510	28,510						28,510
	9 河川費	急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	7,850	7,850	1,322					6,528
急傾斜地崩壊防止事業		35,500	35,500	3,550		15,743	16,200		7	

令和7年度尾道市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国	県	地方債	その他	
9	1	消防車両整備事業	53,775	53,775		15,029		37,800		946
10	2	空調設備移設等委託料	4,903	4,903				2,100		2,803
		因北小学校校舎等改修事業	197,500	155,153		81,435		66,600		7,118
	3	因北中学校校舎等改修事業	104,000	67,198		33,531		28,800		4,867
		御調中学校技術教室棟屋根防水修繕事業	4,000	1,782						1,782
	8	学校給食食材高騰対策事業	37,000	37,000		35,000				2,000
合 計			1,552,114	1,439,454	4,872	622,000	27,993	243,700	3,168	537,721

報告第5号

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二様

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度尾道市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年度尾道市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額をなす購入の限度額	繰越る資産額	説明
						国	地方債	その他				
12 資本的支出	1 建設改良費	因島土生町土生・三庄線配水管 布設替工事（第1工区）	円 85,000,000	円 0	円 85,000,000	円 9,755,000	円 0	円 75,245,000	円 0	円 0	国の補正予算に伴う 交付金事業の追加執行 により、施工期間を確 保する必要が生じたため	
合 計			85,000,000	0	85,000,000	9,755,000	0	75,245,000	0	0		

報告第6号

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二様

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度尾道市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年度尾道市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る購入限度額	繰越る資産額	説明
						国	地方債	その他				
12 資本的支出	1 建設改良費	栗原幹線管渠築造工事（その3）	148,800,000	0	148,800,000	49,800,000	99,000,000	0	0	0	関係機関との調整により生じた修正設計に時間を要し、本工事の施工期間が不足したため	
		栗原ポンプ場建設工事（土木）	85,000,000	0	85,000,000	33,350,000	51,600,000	50,000	0	0	特注品の納期が遅延し、本工事の施工期間が不足したため	
		天満枝線外管渠築造工事	77,000,000	0	77,000,000	0	77,000,000	0	0	0	施工前の物件移転に時間を要し、本工事の施工期間が不足したため	
		山波枝線管渠築造工事	8,000,000	0	8,000,000	0	8,000,000	0	0	0	施工に支障となる埋設物の処置に不測の日数を要したため	
		下水道台帳情報システム改良業務委託	8,558,000	0	8,558,000	0	0	8,558,000	0	0	0	関係機関との調整に時間を要し、本業務の作業時間が不足したため
合 計			327,358,000	0	327,358,000	83,150,000	235,600,000	8,608,000	0	0		

報告第14号

令和8年6月15日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市議会議長 福 原 謙 二 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度尾道市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年度尾道市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度尾道市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,364千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,900,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
2. 地方譲与税		500,011	△37,560	462,451	
	1. 地方揮発油譲与税	108,590	△10,519	98,071	
	2. 自動車重量譲与税	353,484	△27,041	326,443	
3. 利子割交付金		37,546	△4,309	33,237	
	1. 利子割交付金	37,546	△4,309	33,237	
4. 配当割交付金		144,981	△4,240	140,741	
	1. 配当割交付金	144,981	△4,240	140,741	
5. 株式等譲渡所得割交付金		195,739	8,439	204,178	
	1. 株式等譲渡所得割交付金	195,739	8,439	204,178	
6. 法人事業税交付金		360,523	8,444	368,967	
	1. 法人事業税交付金	360,523	8,444	368,967	
7. 地方消費税交付金		3,711,041	19,912	3,730,953	
	1. 地方消費税交付金	3,711,041	19,912	3,730,953	
9. 環境性能割交付金		56,057	4,957	61,014	
	1. 環境性能割交付金	56,057	4,957	61,014	
11. 地方交付税		18,029,124	86,294	18,115,418	
	1. 地方交付税	18,029,124	86,294	18,115,418	
15. 国庫支出金		12,703,831	△26,411	12,677,420	
	2. 国庫補助金	3,893,760	△26,411	3,867,349	
18. 寄附金		703,171	20,000	723,171	
	1. 寄附金	703,171	20,000	723,171	
19. 繰入金		2,934,906	△77,890	2,857,016	
	2. 基金繰入金	2,771,296	△77,890	2,693,406	
22. 市債		5,173,900	△68,000	5,105,900	
	1. 市債	5,173,900	△68,000	5,105,900	
歳 入	合 計	72,970,436	△70,364	72,900,072	

78

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
2. 総務費		9,486,716	30,000	9,516,716	
	1. 総務管理費	8,072,977	30,000	8,102,977	
10. 教育費		8,088,212	△100,364	7,987,848	
	2. 小学校費	3,644,853	△100,364	3,544,489	
歳出合計		72,970,436	△70,364	72,900,072	

第 2 表 繰越明許費補正

追加 単位：千円

款	項	事業名	金額	
4 衛生費	3 清掃費	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定事業	11,924	
		尾道市クリーンセンター等改修事業	35,530	
8 土木費	4 都市計画費	都市公園改修事業	7,800	
	6 排水路費	排水路改良事業	28,510	

変更 単位：千円

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	4 都市計画費	久保長江線（促進1工区）整備事業	80,694	93,430
	9 河川費	急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	5,034	7,850

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
小 学 校 建 設 事 業	1,482,100	1,414,100	普通貸借又は証券発行	年利5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	500,011	△37,560	462,451
3. 利子割交付金	37,546	△4,309	33,237
4. 配当割交付金	144,981	△4,240	140,741
5. 株式等譲渡所得割交付金	195,739	8,439	204,178
6. 法人事業税交付金	360,523	8,444	368,967
7. 地方消費税交付金	3,711,041	19,912	3,730,953
9. 環境性能割交付金	56,057	4,957	61,014
11. 地方交付税	18,029,124	86,294	18,115,418
15. 国庫支出金	12,703,831	△26,411	12,677,420
18. 寄附金	703,171	20,000	723,171
19. 繰入金	2,934,906	△77,890	2,857,016
22. 市債	5,173,900	△68,000	5,105,900
歳入合計	72,970,436	△70,364	72,900,072

82

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	9,486,716	30,000	9,516,716	0	0	20,000	10,000
10. 教育費	8,088,212	△100,364	7,987,848	△26,411	△68,000	0	△5,953
歳出合計	72,970,436	△70,364	72,900,072	△26,411	△68,000	20,000	4,047

2 歳 入

(款) 2. 地方譲与税 (項) 1. 地方揮発油譲与税

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方揮発油譲与税	108,590	△10,519	98,071	1. 地方揮発油譲与税	△10,519	
計	108,590	△10,519	98,071			

(款) 2. 地方譲与税 (項) 2. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	353,484	△27,041	326,443	1. 自動車重量譲与税	△27,041	
計	353,484	△27,041	326,443			

(款) 3. 利子割交付金 (項) 1. 利子割交付金

1. 利子割交付金	37,546	△4,309	33,237	1. 利子割交付金	△4,309	
計	37,546	△4,309	33,237			

(款) 4. 配当割交付金 (項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	144,981	△4,240	140,741	1. 配当割交付金	△4,240	
計	144,981	△4,240	140,741			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	195,739	8,439	204,178	1. 株式等譲渡所得割交付金	8,439	
計	195,739	8,439	204,178			

(款) 6. 法人事業税交付金 (項) 1. 法人事業税交付金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 法人事業税交付金	360,523	8,444	368,967	1. 法人事業税交付金	8,444	
計	360,523	8,444	368,967			

(款) 7. 地方消費税交付金 (項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	3,711,041	19,912	3,730,953	1. 地方消費税交付金	19,912	
計	3,711,041	19,912	3,730,953			

(款) 9. 環境性能割交付金 (項) 1. 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	56,057	4,957	61,014	1. 環境性能割交付金	4,957	
計	56,057	4,957	61,014			

(款) 11. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	18,029,124	86,294	18,115,418	1. 地方交付税	86,294	特別交付税
計	18,029,124	86,294	18,115,418			

(款) 15. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

7. 教育費国庫補助金	484,825	△26,411	458,414	5. 学校施設環境改善交付金	△26,411	補助率 1/3, 1/2
計	3,893,760	△26,411	3,867,349			

(款) 18. 寄附金 (項) 1. 寄附金

単位：千円

1. 総務費寄附金	673,771	20,000	693,771	1. ふるさと納税寄附金	20,000	
計	703,171	20,000	723,171			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	2,771,296	△77,890	2,693,406	1. 財政調整基金繰入金	△77,890	
計	2,771,296	△77,890	2,693,406			

(款) 22. 市債 (項) 1. 市債

8. 教育債	2,016,300	△68,000	1,948,300	1. 小学校建設事業債	△68,000	小学校改修事業
計	5,173,900	△68,000	5,105,900			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6. 企画費	1,032,642	30,000	1,062,642	0	0	20,000	10,000	12. 委託料	10,000	ふるさと納税業務委託料	10,000
								24. 積立金	20,000	ふるさと振興基金積立金	20,000
計	8,072,977	30,000	8,102,977	0	0	20,000	10,000				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 小学校管理費	3,576,853	△100,364	3,476,489	△26,411	△68,000	0	△5,953	12. 委託料	△3,799	工事監理委託料	△3,799
								14. 工事請負費	△96,565	尾道みなと小学校校舎新築工事	△96,565
計	3,644,853	△100,364	3,544,489	△26,411	△68,000	0	△5,953				

地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中増減見込額						令和7年度末現在高見込額		
			令和7年度中起債見込額			令和7年度中元金償還見込額			補 正 前	補 正 額	補 正 後
			補 正 前	補 正 額	補 正 後	補 正 前	補 正 額	補 正 後			
1 普通債	37,149,125	35,554,819	5,147,600	△ 68,000	5,079,600	4,915,005	0	4,915,005	35,787,414	△ 68,000	35,719,414
(1) 総務	10,896,703	10,104,510	1,003,700	0	1,003,700	1,038,914	0	1,038,914	10,069,296	0	10,069,296
(2) 民生	2,074,555	1,975,956	808,300	0	808,300	260,835	0	260,835	2,523,421	0	2,523,421
(3) 衛生	4,661,147	4,536,823	429,200	0	429,200	596,311	0	596,311	4,369,712	0	4,369,712
(4) 農林水産	863,021	1,012,801	172,400	0	172,400	134,267	0	134,267	1,050,934	0	1,050,934
(5) 商工	42,656	43,216	8,200	0	8,200	9,639	0	9,639	41,777	0	41,777
(6) 土木	6,957,238	6,432,742	350,100	0	350,100	1,107,603	0	1,107,603	5,675,239	0	5,675,239
(7) 公営住宅	692,927	576,434	0	0	0	118,529	0	118,529	457,905	0	457,905
(8) 消防	2,986,426	2,549,261	359,400	0	359,400	643,105	0	643,105	2,265,556	0	2,265,556
(9) 教育	7,974,452	8,323,076	2,016,300	△ 68,000	1,948,300	1,005,802	0	1,005,802	9,333,574	△ 68,000	9,265,574
2 災害復旧費	2,856,294	2,479,828	26,300	0	26,300	413,467	0	413,467	2,092,661	0	2,092,661
(1) 農林水産	294,542	261,862	4,800	0	4,800	39,681	0	39,681	226,981	0	226,981
(2) 土木	2,551,019	2,208,766	21,500	0	21,500	372,253	0	372,253	1,858,013	0	1,858,013
(3) その他公共	10,733	9,200	0	0	0	1,533	0	1,533	7,667	0	7,667
3 その他	23,868,419	21,611,088	0	0	0	2,287,017	0	2,287,017	19,324,071	0	19,324,071
(1) 減税補填債	71,467	34,789	0	0	0	23,935	0	23,935	10,854	0	10,854
(2) 臨時財政対策債	23,687,052	21,472,864	0	0	0	2,256,617	0	2,256,617	19,216,247	0	19,216,247
(3) 減収補填債	109,900	103,435	0	0	0	6,465	0	6,465	96,970	0	96,970
合 計	63,873,838	59,645,735	5,173,900	△ 68,000	5,105,900	7,615,489	0	7,615,489	57,204,146	△ 68,000	57,136,146

報告第17号

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 福原 謙二 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するための規定、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置を拡充するための規定、バリアフリー改修された特別特定建築物に係る固定資産税の減額措置を行うための規定等の整備が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、専決処分するものである。

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

尾道市長 平谷祐宏

条例第23号

尾道市税条例及び尾道市都市計画税条例の一部を改正する条例

(尾道市税条例の一部改正)

第1条 尾道市税条例(昭和36年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条中「、第69条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第69条の6第1項の申告書、」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第68条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等(法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。)に対し、その所有者に課する。

第68条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第69条の3から第69条の8までを削る。

第69条の9中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第69条の3とする。

第70条（見出しを含む。）、第71条（見出しを含む。）及び第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第75条の見出し、第76条（見出しを含む。）並びに第77条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条第2項前段中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第68条第3項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第4条の5第1項及び第4条の8中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を

「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第23項を第20項とし、第24項を第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第7条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第12条の2から第12条の6までを削る。

附則第13条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第13条の3第3項第2号、第13条の4第3項第2号及び第14条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第15条第5項第2号、第16条第2項第2号及び第16条の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第16条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第16条の

5第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

(尾道市都市計画税条例の一部改正)

第2条 尾道市都市計画税条例(昭和31年条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第13項中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項、第32項、第36項若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第3項及び第5項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第3項及び第7項」を「附則第5項及び第9項」に、「附則第4項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第9項及び第10項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項を附則第12項とし、附則第9項を附則第11項とする。

附則第8項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

3 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の尾道市税

条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（尾道市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 尾道市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「の種別割」を削る。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 第2条の規定による改正後の尾道市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第92号

委託契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおりおのみち生涯学習センター解体撤去業務の委託契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 業務名 おのみち生涯学習センター解体撤去業務
- 2 業務場所 尾道市東久保町
- 3 業務概要 建物等解体撤去業務一式
 - (1) 旧校舎
 - ア 鉄筋コンクリート造4階建
 - イ 延床面積 3,640平方メートル
 - (2) 旧屋内運動場
 - ア 鉄筋コンクリート造平屋建（一部鉄骨造）
 - イ 延床面積 546平方メートル
 - (3) 旧屋外体育倉庫、浄化槽、地下水槽等埋設物、外部配管、配線等
- 4 履行期間 議会の議決を経た日の翌日から令和9年7月30日まで
- 5 委託金額 3億1,900万円
- 6 契約の相手方 尾道市天満町16番1号
株式会社葉名組
代表取締役 葉名 範 秀
- 7 契約の方法 指名競争入札

提案理由

おのみち生涯学習センター解体撤去業務に係る委託契約を締結するものである。

議案第93号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 取得する財産
高規格救急自動車
- 2 取得予定価格
3,487万円
- 3 契約の相手方
尾道市高須町1229番地
広島トヨタ自動車株式会社尾道店
店長 原 尚 宏
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

増加する救急需要への対応及び救急業務の高度化を図るため、高規格救急自動車を取得するものである。

議案第94号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 取得する財産
小型動力ポンプ積載車5台
- 2 取得予定価格
4,498万7,551円
- 3 契約の相手方
尾道市東尾道8番地1
株式会社山徳
代表取締役 山岡 照明
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

消防力の充実強化を図るため、小型動力ポンプ積載車を取得するものである。

議案第95号

退職手当を支給しないことについて

次の者に係る退職手当を支給しないことについて、尾道市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成30年条例第44号）第5条において準用する尾道市特別職職員退職手当支給条例（昭和34年条例第15号）第2条第1項ただし書の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 退職手当を支給しない者

前尾道市上下水道事業管理者 榎山 博之

2 退職手当を支給しないこととする理由

尾道市上下水道事業管理者の給与に関する条例第5条において準用する尾道市特別職職員退職手当支給条例第2条第1項ただし書の規定により、特別の理由がある場合には、議会の議決を経て退職手当を支給しないことができることとされており、令和8年5月19日付けで免職処分とした上記の者の非違行為は、本市の市政執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものであり、特別の理由があると判断したものである。

提案理由

前尾道市上下水道事業管理者に対する退職手当について、特別の理由があると判断し、支給しないこととするものである。

議案第96号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市特別職職員給与に関する条例の一部を改正する条例

尾道市特別職職員給与に関する条例（昭和26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年7月1日から同月31日までの間、第1条第1号に規定する職員の給料月額を別表に定める給料月額から100分の50に相当する額を減じた額とし、同条第2号に規定する職員の給料月額は同表に定める給料月額から100分の25に相当する額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

官製談合の再発防止に取り組んでいる中、前尾道市上下水道事業管理者が不祥事を起こしたことに對する市長及び副市長の責任として、それぞれの給料月額を減額するための条例改正である。

議案第97号

尾道市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市印鑑条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市印鑑条例の一部を改正する条例

尾道市印鑑条例（昭和49年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「個人番号カードをいい」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

コンビニエンスストア等にある多機能端末機を利用して行う印鑑登録証明書の交付申請について、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用して行うことができることとするための条例改正である。

議案第98号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市都市公園条例の一部を改正する条例

尾道市都市公園条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

第27条の次に次の1条を加える。

（条例で定める社会福祉施設）

第27条の2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第3項第6号の条例で定める社会福祉施設は、東新涯第2街区公園に設ける児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を行う施設とする。

第28条第1項第1号中「前条」を「第27条」に、「同条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同項第2号中「前条」を「第27条」に、「同条各号」を「第5条各号」に改め、同項第3号及び第4号中「前条」を「第27条」に改める。

別表第3第2号の表中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）」を「令」に、「都市公園法施行令第12条第2項第7号」を「令第12条第2項第7号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童育成支援拠点施設を東新涯第2街区公園の占用を許可することができる施設として定めるための条例改正である。

議案第99号

尾道市青少年センター設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市青少年センター設置条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市青少年センター設置条例の一部を改正する条例

尾道市青少年センター設置条例（昭和39年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「尾道市東久保町20番14号」を「尾道市久保二丁目21番12号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

おのみち生涯学習センターの閉館に伴い、尾道市青少年センターの位置を改めるための条例改正である。

議案第100号

おのみち生涯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷 祐宏

おのみち生涯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例案

条例第 号

おのみち生涯学習センター設置及び管理条例を廃止する条例

おのみち生涯学習センター設置及び管理条例(平成15年条例第19号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

おのみち生涯学習センターを廃止するための条例廃止である。

議案第101号

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年6月15日

尾道市長 平谷祐宏

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尾道市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尾道市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた尾道市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を改めるための条例改正である。

議案第102号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり向島運動公園多目的グラウンド改修工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工事名 | 向島運動公園多目的グラウンド改修工事 |
| 2 | 工事場所 | 尾道市向島町地内 |
| 3 | 工事概要 | グラウンド・コート整備一式 |
| 4 | 工事期間 | 議会の議決を経た日の翌日から令和9年3月19日まで |
| 5 | 請負金額 | 3億789万円 |
| 6 | 契約の相手方 | 尾道市瀬戸田町宮原529番地2
株式会社田中組
代表取締役 田中 勝 |
| 7 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |

提案理由

向島運動公園多目的グラウンド改修工事に係る工事請負契約を締結するものである。